

1 訪問型サービス(独自) サービスコード表 (令和6年4月1日～5月31日)

訪問型独自サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型 サービス費 (独自)(I)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	日割の場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(II)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	日割の場合	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(III)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	日割の場合	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自 高齢者虐待防止措置未実施減算11	高齢者虐待防止 措置未実施減算	週1回程度	12単位減算	-12	1月につき	新設
A2	C220	訪問型独自 高齢者虐待防止措置未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自 高齢者虐待防止措置未実施減算12		週2回程度	23単位減算	-23	1月につき	新設
A2	C213	訪問型独自 高齢者虐待防止措置未実施減算12日割			日割の場合	12単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自 高齢者虐待防止措置未実施減算13		週2回を超える程度	37単位減算	-37	1月につき	新設
A2	C215	訪問型独自 高齢者虐待防止措置未実施減算13日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の 建物の利用者等 にサービスを行う 場合	事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用 者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算			
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		1月につき	新設
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			新設
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算		200 単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算 I	ホ 生活機能向上連携加算	(1)訪問型独自サービス生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算 II		(2)訪問型独自サービス生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200		
A2	6102	口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき	新設 ※1月に1回
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービス ベースアップ等支援加算	リ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算			

※令和6年4月から国が規定するサービス内容略称に変更

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、令和6年5月31日まで算定可能

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※訪問型独自サービス同一建物減算の「同一敷地内建物等」及び「同一建物」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」の加算率を乗ずる所定単位数は、「訪問型独自サービス(基本報酬)」と該当する各種加算・減算の合計単位数

◎ 令和6年3月までのサービスコード表は「令和4年10月以降のサービスコード表」をご覧ください。